

## 聖隷グループ奨学金特別奨学生の推薦に関する内規

### (目的)

第1条 この基準は、聖隷クリストファー大学（以下「大学」という）から聖隷グループ各施設への聖隷グループ奨学金特別奨学生（以下「特別奨学生」という）の推薦に関して定めることを目的とする。

### (推薦)

- 第2条 大学は、特別奨学生の推薦に関する基準（以下「推薦基準」という）に照らして優れていると認められる者について聖隷グループ各施設があらかじめ示す採用枠の範囲で特別奨学生としてふさわしい者を推薦する。
2. 推薦基準は、学力、人物を評価し、得点を集計した総合点の高い順に推薦順位をつける。評価点は、学力4.5点満点、人物4点満点、総合点を8.5点満点とする。ただし同順位の場合は、経済状況を参考にする。
  3. 特別奨学生を希望した人数が、聖隷グループ各施設が示した採用枠を超えた場合は、原則として上位の者から推薦する。

### (学力)

- 第3条 大学の教育目標に合わせて十分に満足できる学修成績を収めている者で国家試験に合格できる成績、学部または学科の在学生の概ね上位80%以内の成績とし、GPA2.0程度以上とする。
2. 一般奨学金の貸与を受けている者又は新たに貸与を申請する者のうち、2年次の希望者は1年次の通算GPAを用い、3年次以降の希望者は前年度までの通算GPAを用いる。

### (人物)

- 第4条 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が特別奨学生にふさわしく、就職の目的およびキャリア設計が明確であり、将来保健医療福祉の専門職者、良識ある社会人として活躍する人物となる見込みがあること。
2. アドバイザーまたは授業、ゼミ担当教員が面談をし、「4：優れている」「3：良い」、「2：ふつう」、「1：不適」の評価をする。

### (経済状況)

第5条 必要時に保護者の収入、家族の状況など、その困窮度を確認する。

(選考)

第6条 選考委員会で行う。選考委員会は学部運営会議をあてる。この原案は各学部または学科の就職委員、学生委員、学生サービスセンター、キャリア支援センターが作成する。

2. 推薦者を大学部長会に報告する。

(事務取扱い部署)

第7条 聖隷グループ奨学金特別奨学生の推薦に関する事務は、聖隷クリストファー大学学生サービスセンターおよびキャリア支援センターが行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか特別奨学生の推薦に関し必要な事項は聖隷グループ各法人と協議のうえ決定する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、大学部長会が行う。

附則 この規則は、2018年4月1日より実施する。

附則 2019年4月1日一部改定（聖隷奨学会の廃止に伴い、目的、推薦、改廃を改定）